

2018年5月11日

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

石原産業株式会社

当社は、取締役会の機能の向上を図ることを目的として、当社「取締役会評価に関する規程」に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施いたしました。

この度、2017年度の分析・評価が完了しましたので、下記の通りその概要を開示いたします。

記

1. 取締役会全体の実効性の評価の実施について

当社はコーポレートガバナンス・コードに対応するため、ガバナンス体制の見直しの一環として、2015年12月、当社取締役会の下に評価委員会を新設しました。同委員会は当社取締役会の運営、議論等の状況を毎年評価し、取締役会全体の実効性について取締役会に意見を述べるものとし、これを受け、取締役会で取締役会全体の実効性を評価し、その結果の概要を公表することとしました。2017年度も2016年度に引き続き、本方針に基づき、取締役会で取締役会全体の実効性の評価を行いました。

2. 評価の方法

評価委員会は、作成した質問票をすべての取締役および監査役に配布し、回答を得、その回答内容について、適宜、取締役に対するインタビューを実施しました。これらを踏まえて同委員会は取締役会全体の実効性の評価の結果を報告しました。この報告を踏まえ、当社取締役会は取締役会全体の実効性に関する分析および評価を行いました。

3. 取締役会全体の実効性に関する分析および評価の結果

取締役会議事録、取締役会の運営、取締役会の構成の部門の評価は高いものの、取締役会を支える体制、取締役会の議題、各取締役の自己評価などその他の部門は2016年度と比較して低下しました。その結果、取締役会全体の実効性に関する自己評価は70%にとどまっていますが、インタビューの結果と全質問項目の合計達成率が76.5%（2016年度は81.2%）であることに照らすと、当社取締役会全体の実効性は、2016年度よりは若干低いものの、ほぼ確保されているという評価結果となりました。しかしながら、当社取締役会の実効性をより確保するためには、取締役会として課題に取り組む担当役員を選定し、当該担当役員を中心に各課題に取り組むべきであり、このような観点から2018年度は、次の課題に取り組む必要があることを確認致しました。

(次年度改善すべき課題)

- (1) 取締役は、自分の担当分野のみならず経営全般への関与を果たすよう行動する。
- (2) 取締役は、取締役としての責務を果たすため自己研鑽に励む。また、会社は、取締役の研修、トレーニングの機会を制度化し、定期的に提供する。
- (3) 議案についての議案策定のガイドラインを設けるなどして付議内容を統一し、明確にする。
- (4) 取締役会資料の配付時期を早め、資料は、付議内容を一読して明瞭なものになるよう工夫するとともに議案の決議の判断に必要な資料を十分添付する。また、担当取締役は、メリットだけでなく、リスクについても十分に説明する。
- (5) 議題について、時期を逸しないよう提案し、また中期経営計画、年度経営目標の進捗等について十分議論する。
- (6) 議事録について、質疑の大意を必ず記載し、添付資料も充実を図る。
- (7) 特別報告、一般報告のあり方を検討し、より効率的な運営を目指す。
- (8) 課題に取り組む担当役員として総務人事本部長を選定する。

(中期的に改善すべき事項)

- (1) 取締役を支える部長クラスの要員の教育を充実させる。
- (2) 社内取締役候補者の人材を社内の各部門に適正に配置し、取締役候補として育成していく。
- (3) 取締役の選任に当たり、取締役としての役割と責務を果たせるよう研修を義務化し、就任後も定期的に研修の機会を与える。
- (4) 取締役会と経営会議の位置付け、役割分担を明確化し、いずれにおいても自由、活発な討議がなされるよう工夫する。
- (5) 社外役員に対し、重要な案件について事前に情報が的確に提供される措置を講じる。
- (6) グループ会社の経営に関する監督に積極的に取り組む。

(長期的に改善すべき課題について)

- (1) 会社の長期的課題について、集中的に討議する場を持つ。
- (2) 中期経営計画、年度経営目標など経営戦略の大きな方向性を示す議題が上程され、当該議題について活発に議論できる場とするよう工夫する。

4. 今後の取り組みについて

当社取締役会は、取締役会全体の実効性に関する分析および評価の結果を踏まえ、取締役会全体の実効性を高めるため、上記課題に取り組んでまいります。

以上